

事業主の皆さまへ

働き方関連・助成金 無料相談会

社会保険労務士等の専門家が、「働き方関連」および
「労務管理」「就業規則」などの相談を無料で行います。

毎月第1月曜日に開催します

開
催
日

令和4年／6月 6日（月）・ 7月 4日（月）
8月 1日（月）・ 11月 7日（月）・ 12月 5日（月）
※9月、10月の開催はありません

令和5年／1月16日（月）・ 2月 6日（月）・ 3月 6日（月）

時
間

13：00～17：00

場
所

西そのぎ商工会 本所

ご相談いただける内容

＜お気軽にご相談ください！＞

- ◇ 同一労働同一賃金の導入について
- ◇ 時間外労働の上限規制について
- ◇ 就業規則の見直しなど環境の整備について
- ◇ 雇用・労働分野の助成金について
- ◇ 働き方全般について など

長崎働き方改革推進支援センター

<https://public.lec-jp.com/ti/hataraki-nagasaki/>

電話・メール・来所でのご相談

ご相談窓口・お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省長崎労働局委託事業〉

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階
(株)東京リーガルマインド 長崎支社内



0120-168-610

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com



専門家の派遣もできます！

個別訪問による相談支援

社会保険労務士等の専門家が**事業所を原則3回まで訪問**し、課題解決のための**改善提案**を行います！

セミナーへの講師派遣

事業所で**セミナー**を開催する場合は、専門家を**講師として派遣**いたします！

企業訪問相談 FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名				業 種	
住 所					
TEL		Email		従業員数	(名)
担当者名 (部署・役職含む)					
ご相談内容					
☐ 同一労働同一賃金の導入について ☐ 働き方改革関連法全般について ☐ 助成金について					
☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 年次有給休暇の取得について ☐ 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備					
☐ 人手不足対策について ☐ その他 ()					

宛 先

長崎働き方改革推進支援センター行

FAX : 095-832-4316